

各都道府県・指定都市 住宅担当部長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

公営住宅法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項に規定する入居者からの収入の申告については、同条第 3 項の委任に基づき、公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号。以下「規則」という。）第 7 条にその具体的な方法が規定されているところです。

今般、当該申告の方法について、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）において、「書面による収入申告を行った次年度以降は、各事業主体の裁量により、従来 of 書面による申告方法に加えて、マイナンバー制度における情報連携を活用した書面によらない申告方法も可能とする方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされました。

また、同対応方針において、法第 16 条第 5 項に規定する家賃の減免についても、「各事業主体の裁量において、申請書の提出によらない方法も可能であることを、上記の措置に併せて地方公共団体に周知する。」とされました。

これを受け、入居者からの収入の申告の方法について、書面の提出に代えて個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）の提供による方法で申告することができることとする旨の規則改正を行い、令和 8 年 3 月 31 日から施行することとなりましたので、下記第一のとおりお知らせするとともに、家賃の減免方法についても下記第二のとおり周知いたします。

加えて、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）の記載に基づき同年 12 月 20 日にデジタル庁がとりまとめた「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」において、収入の申告のオンライン化について令和 7 年度中に通知等の発出を行うこととされたことを踏まえ、下記第三のとおりお知らせいたします。

については、改正の趣旨及び下記の事項にご留意の上、遺漏のないよう特段のご配慮をお願いするとともに、貴管内の事業主体（指定都市を除く。）に対しましても、この旨を周知されますようお願いいたします。

## 第一 収入の申告における個人番号の利用について

### (1) 規則第7条第1項の改正内容

規則第7条第1項を改正し、収入の申告に際し入居者からの提出を求めている書面について、当該入居者が既に当該書面を提出して収入の申告を行ったことがある場合において、事業主体が番号利用法に基づき庁内連携（※1）又は情報連携（※2）ができるときは、入居者からの収入の申告を、書面の提出に代えて個人番号の提供による方法で申告することができることとする。

（※1） 庁内連携：番号利用法第9条第2項に基づき、同一機関内での複数の事務間で行われる特定個人情報（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。）のやり取り

（※2） 情報連携：番号利用法第22条第1項に基づき、行政機関等同士で行われる利用特定個人情報（番号利用法第19条第8項に規定する利用特定個人情報をいう。）の照会・提供

具体的には、入居者が書面の提出による収入申告を入居時または入居後に少なくとも一度行った場合において、事業主体が入居者に対し、収入申告における個人番号の活用意向を確認し、入居者が活用を希望する場合には、その後の収入申告は書面の提出によることなく事業主体が個人番号の庁内連携・情報連携を通じて当該入居者に係る収入等を把握することで足りることとするものである。なお、入居者が個人番号の活用を希望しない場合には、従前通り書面の提出による収入の申告を毎年度行うこととなる（一度活用を希望した入居者が、その後活用希望の撤回を申し出た場合も同様とする。）。

なお、入居者から個人番号の活用を希望する旨の意向が確認された場合には、入居者に対して個人番号の提供を毎年度求める必要はない。

今回の規則改正は収入の申告の方法の選択肢を広げるためのものであり、個人番号の活用による申告方法の採否については、システム改修等にかかるコストや入居者意向の確認に伴う事務負担など各事業主体の状況に応じて適切に判断いただきたい（個人番号の活用を義務付けるものではない。）。

### (2) 同居者がいる場合の収入の申告

収入の算定にあたっては、入居者及び同居者の過去一年間における所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額を基礎として収入を計算するため（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号）、入居者に同居者がいる場合には、当該同居者の所得を証する書類等についても添付又は提示することが必要である。この場合において、入居者が個人番号を利用して収入の申告を行うにあたり、番号利用法第

9条第3項の規定により、入居者は同居者の個人番号を収入の申告を行うために必要な限度において利用することが可能であることから、当該入居者本人の個人番号の提供に合わせて当該同居者の個人番号を提供することが可能であり、改めて事業主体が当該同居人に対してその個人番号の活用意向を確認する必要はない。

### (3) 経過措置

施行期日前に書面の提出による収入の申告を行っている入居者については、庁内連携及び情報連携を活用した申告を希望するかどうかについて意向を確認することができていないことから、改正後の規則第7条後段の規定は適用しないこととし、当該入居者が施行期日以降、新たに書面の提出による収入の申告を行った場合に限り、その後の収入の申告を個人番号の提供による方法で申告することができることとする。

### (4) 留意事項

個人番号の活用については入居者の意向に沿うものとし、個人番号の活用を義務付けることや強制することのないよう特段のご配慮をお願いする。また、個人番号を活用した収入申告の方法を導入する場合であっても、入居者からの申出の機会を確保し、実態調査を行うことなどを通じて、家賃の減免や徴収猶予の対象となるような特別の事情が存しないかなど入居者の状況把握に努められたい。

また、個人番号の転記等において誤りがあった場合、収入分位が変動することにより家賃の追徴等を行うケースに発展する可能性があることから、各事業主体における収入の申告に係る手続の運用実態及び個人番号の利活用方針を踏まえつつ、事務手続に誤りが生じないように十分注意していただきたい。

## 第二 家賃の減免について

法第16条第5項に規定する家賃の減免についての手続は、公営住宅法令上は特段の定めがないことから、申請書の提出のほか、個人番号の活用や面談記録による確認等、各事業主体において定める方法によることが可能である。

## 第三 収入の申告のオンライン化について

収入の申告については、事業主体の判断により対面や郵送による方法に代えてオンラインにより行うことも可能であるが、オンラインによる申告が困難な入居者に対しては、引き続き、対面や郵送による提出も選択できるようご配慮をお願いする。

以上